

## 運転免許証用写真撮影時における カラーコンタクトレンズ等の使用について

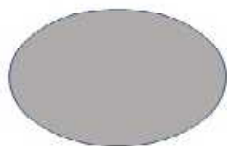
- 1 運転免許証に使用する写真は、本人の証明としての写真であるため、**カラーコンタクトレンズを使用している写真撮影はお断り**させていただきます。
- 2 カラーコンタクトレンズやサークルレンズを装着することにより顔の印象が変わり、本人証明が困難となることによって、不利益を被る場合があります。
- 3 運転免許センターで写真撮影を行う場合に、カラーコンタクトレンズやサークルレンズを使用している方については**コンタクトレンズを外しての写真撮影**となりますので、**コンタクトレンズケース等を持参**してください。
- 4 **持ち込み写真**で運転免許証を作成する方についても、**カラーコンタクトレンズやサークルレンズを使用して撮影された写真、又は画像編集で加工され、カラーコンタクトレンズやサークルレンズと疑われる写真**については使用をお断りさせていただきます。
- 5 コンタクトレンズに度が入っていないカラーコンタクトレンズやサークルレンズについても同様です。

※運転免許証の作成段階で**カラーコンタクトレンズやサークルレンズでの撮影が判明した場合**は、講習終了後に写真撮影を行います。撮影後、免許証ができあがるまでに時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

### カラーコンタクトレンズの例

- ・レンズ全体に色がついた状態で顔の印象が大きく変化するもの
- ・サークルレンズやディファインレンズのようにコンタクトレンズに色や模様、縁取りがあるもの

(カラーコンタクト)



(サークルレンズ)

